

2026年2月13日

法務省民事局商事課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業価値担保登記規則案」に対する意見について

2026年1月14日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

「企業価値担保登記規則案」に対する意見について

#	該当箇所	意見等
1	第 10 条	合併による消滅会社に企業価値担保権が設定されていた場合、その企業価値担保権は存続会社に移記されると理解してよいか。
2	第 10 条	合併による消滅会社および存続会社の双方に企業価値担保権が設定されており、合併に係る登記の申請書類に、「事業性融資の推進等に関する法律」第 25 条第 5 項の協定を証する書面が添付されていない場合は、消滅会社における企業価値担保権の設定の先後を基にした順位が、存続会社の登記簿に移記されることになるのか。
3	第 13 条	不動産登記規則を準用することとされているが、企業価値担保権の抹消登記の申請を行う際は、登記識別情報または登記済証が必要になるのか。
4	附則 第 2 条	「事業性融資の推進等に関する法律」の施行日（2026 年 5 月 25 日）時点で、システム対応が間に合わない等により、企業価値担保権に係る登記のオンライン申請ができない登記所が存在する可能性はあるか。また、存在する場合には、各登記所の施行日時点における指定状況は、いつ、どのようなかたちで周知される予定か。
5	附則 第 4 条	附則第 4 条に商業登記規則の一部改正に関する規定があるが、実際の商業謄本（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書）の形式やどのような表記がなされるかが分かるサンプルをご提供いただきたい。
6	その他	法務省として、金融機関に対し、企業価値担保登記を行う際の実務上の留意点について、周知する予定はあるか。